

# 令和4年度新潟県子宮頸がん検診精度管理調査結果

## 【調査の目的】

がん検診においては、精度管理が適切に行われなければ効果は得られないと考えられています。その点から、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会子宮がん検診部会が、新潟県で子宮がん住民検診を行っているすべての市町村およびすべての検診機関に対して、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。（注：職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。）

## 【調査の対象】

新潟県で子宮がん住民検診を行っているすべての市町村、検診機関

## 【調査の種類】

2種類の調査を実施しました。

1 がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（令和4年度分）※

2 精度管理指標数値の調査（令和2年度分）

※チェックリスト遵守状況調査のうち、「精度管理指標把握に関する調査」については、指標の確定までに1年以上かかるため、令和2年度分について調査していません。

## 【1. チェックリスト遵守状況調査（令和4年度の検診体制）】

厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」において検討され、平成20年3月に「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」がまとめられました。その中で「子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診機関用）」「同（市区町村用）」「同（都道府県用）」が定められ、検診機関・市町村・都道府県がそれぞれ遵守すべき精度管理の要点について指定されました。そのチェックリストの遵守状況（遵守できていない項目が何項目あるか）に関する調査を行いました。

## 《調査項目と評価基準》

調査項目は、検診機関用チェックリスト29項目、市区町村用チェックリスト56項目です。評価基準は以下の5～7段階評価とし、新潟県では「C」以下の検診機関、市町村には改善をお願いします。（ただし、本調査を受けてすでに本年度から改善を行った検診機関・市町村もごぞいます）

各カテゴリーで遵守されていない項目数や内容等を子宮がん検診部会において検討の結果、以下の評価結果としました。

### ＜評価基準＞

- A：チェックリストをすべて満たしている
- B：チェックリストを一部満たしていない
- C：チェックリストを相当程度満たしていない
- D：チェックリストを大きく逸脱している
- E：チェックリストをさらに大きく逸脱している
- F：チェックリストをきわめて大きく逸脱している
- Z：調査に対して回答がない

### 評価基準

[検診機関] 5段階評価

A:0、B:1-6、C:7-12、D:13以上、  
Z:無回答

[市区町村] 7段階評価

A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、  
E:25-32、F:33以上、Z:無回答

《子宮頸がん検診の調査結果：検診機関》集団検診 9 施設 回答率：100%

検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	新潟県労働衛生医学協会	A
下越総合健康開発センター	A	上越地域総合健康管理センター	A
厚生連長岡中央総合病院	A	湯沢町保健医療センター	B
南魚沼市立ゆきぐに大和病院	B	厚生連小千谷総合病院	B
たかき医院	B		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-6、C:7-12、D:13 以上、Z:無回答

《子宮がん検診の調査結果：検診機関》個別検診 8 5 施設 回答率：81.2%

評価	検診機関数
A	2 7
B	3 6
C	5
D	0
Z	1 6

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-6、C:7-12、D:13 以上、Z:無回答

《子宮頸がん検診の調査結果：市区町村》集団検診

市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価
村上市	B	阿賀町	A	出雲崎町	A	刈羽村	A
関川村	B	三条市	A	小千谷市	A	上越市	B
粟島浦村	-	燕市	-	魚沼市	A	妙高市	B
新発田市	B	加茂市	B	南魚沼市	A	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	A	湯沢町	A	佐渡市	A
胎内市	A	弥彦村	A	十日町市	A	新潟市	-
聖籠町	A	長岡市	A	津南町	A		
五泉市	A	見附市	A	柏崎市	A		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[市区町村] A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、E:25-32、F:33 以上、Z:無回答

## 《子宮頸がん検診の調査結果：市区町村》個別検診

市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価
村上市	B	阿賀町	A	出雲崎町	A	刈羽村	A
関川村	B	三条市	B	小千谷市	—	上越市	B
粟島浦村	—	燕市	B	魚沼市	—	妙高市	B
新発田市	B	加茂市	B	南魚沼市	—	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	A	湯沢町	—	佐渡市	B
胎内市	B	弥彦村	A	十日町市	A	新潟市	A
聖籠町	A	長岡市	A	津南町	A		
五泉市	A	見附市	A	柏崎市	A		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

【市区町村】 A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、E:25-32、F:33以上、Z:無回答

## 【2. 子宮頸がん検診精度指標調査（令和2年度）】

前述した「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について—がん検診事業の評価に関する委員会報告書—」に、いくつかの子宮頸がん検診の精度の指標がまとめられています。それらの指標のうち5項目を選び、市町村ごとに調査を行いました。

### 《調査項目》

精度指標のうち、「受診率」「要精検率」「精検受診率」「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」に関する調査を市町村単位で行いました。上記報告書では「受診率」を除くそれぞれの指標における数値目標も掲げられていますので、それも同時に掲載しました。ただし、「精検受診率」以外の指標は、人口構成による違いや継続受診者の比率などによっても影響を受けますし、「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」は小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。

一方、「精検受診率」に関しては、精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、目標値は90%、許容値は70%とされています。

## 《令和2年度子宮頸がん検診の調査結果》

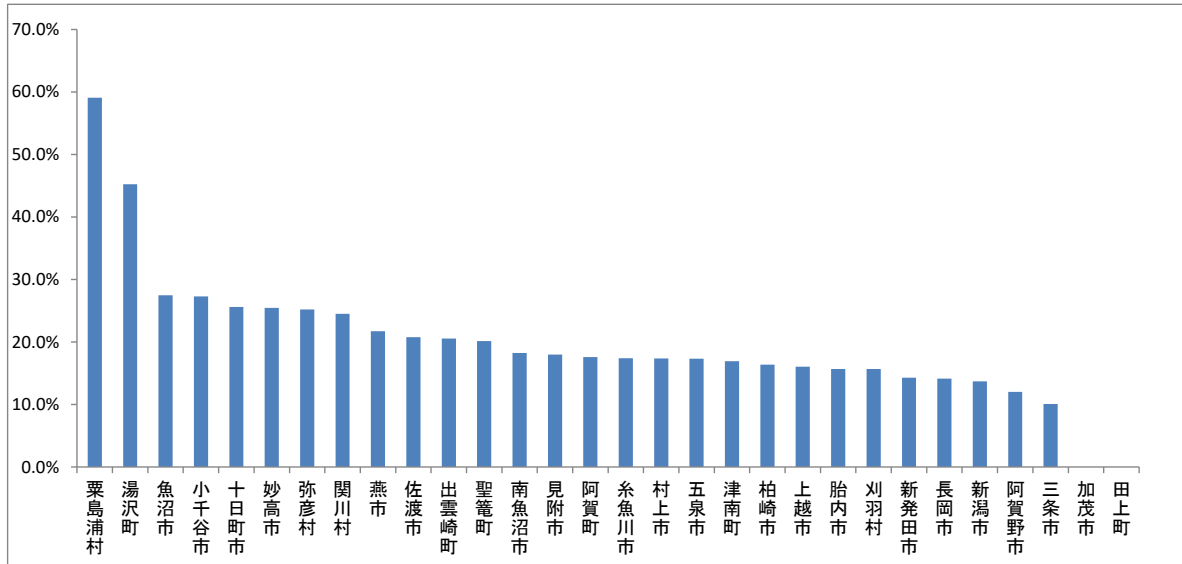
### 【受診率】

受診率は、子宮頸がん検診の対象の方のうち受診された方の割合です。市町村間で比較可能ながん検診受診率算定法として、国のがん検診のあり方に関する検討会で示された「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書(H28.9)」における計算式をもとに算出しました。

#### 〔対象者数計算式〕

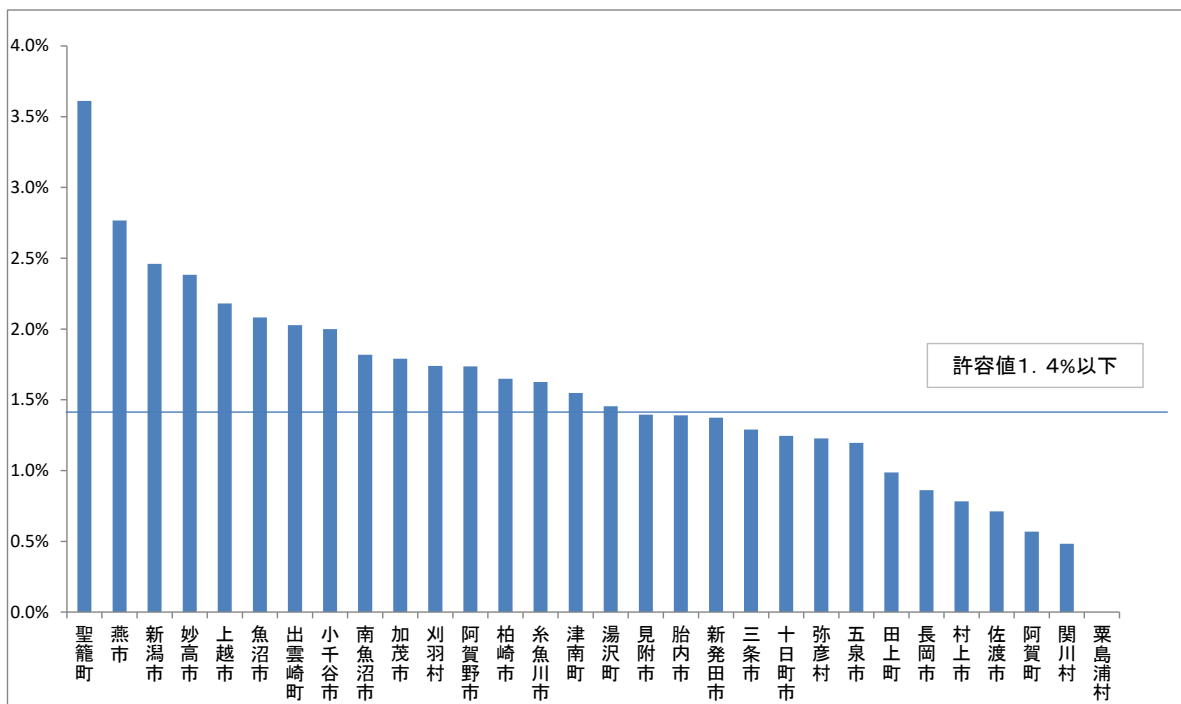
市町村間で比較可能ながん検診受診率(第1指標)

= 市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者 ÷ 国民健康保険被保険者



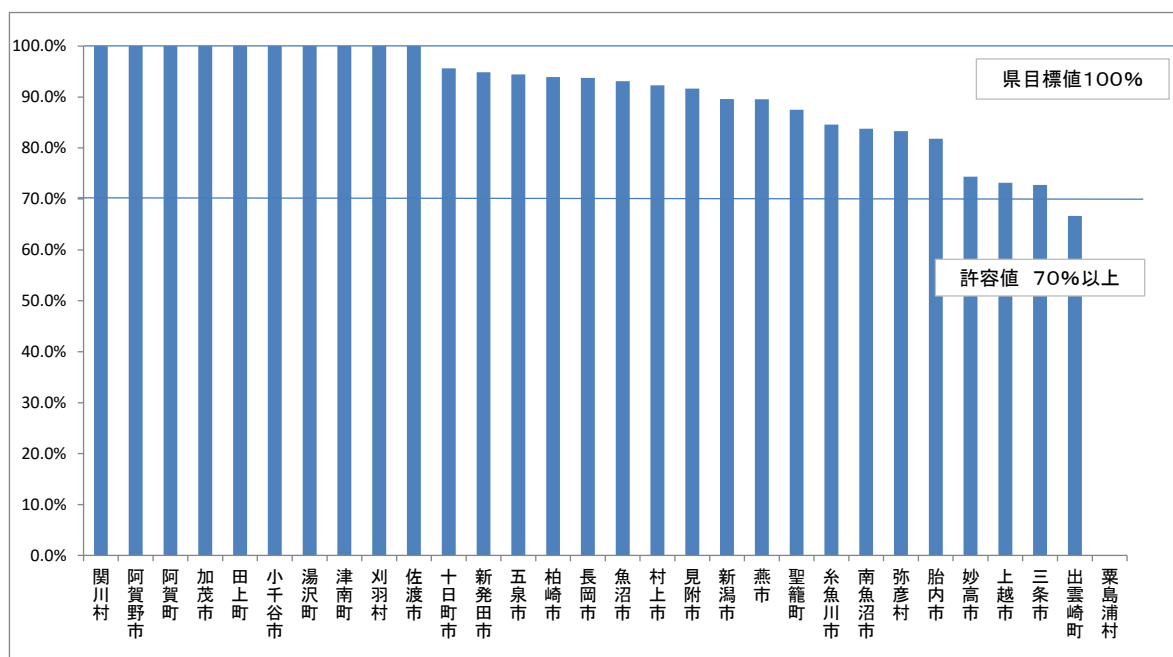
### 【要精検率】

要精検率は、受診された方のうち精密検査が必要とされた方の割合で、0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は1.4%以下（受診者1000人中要精検が14人以下）とされていますが、子宮頸がんやCINが多い地区では高くなることもあります。



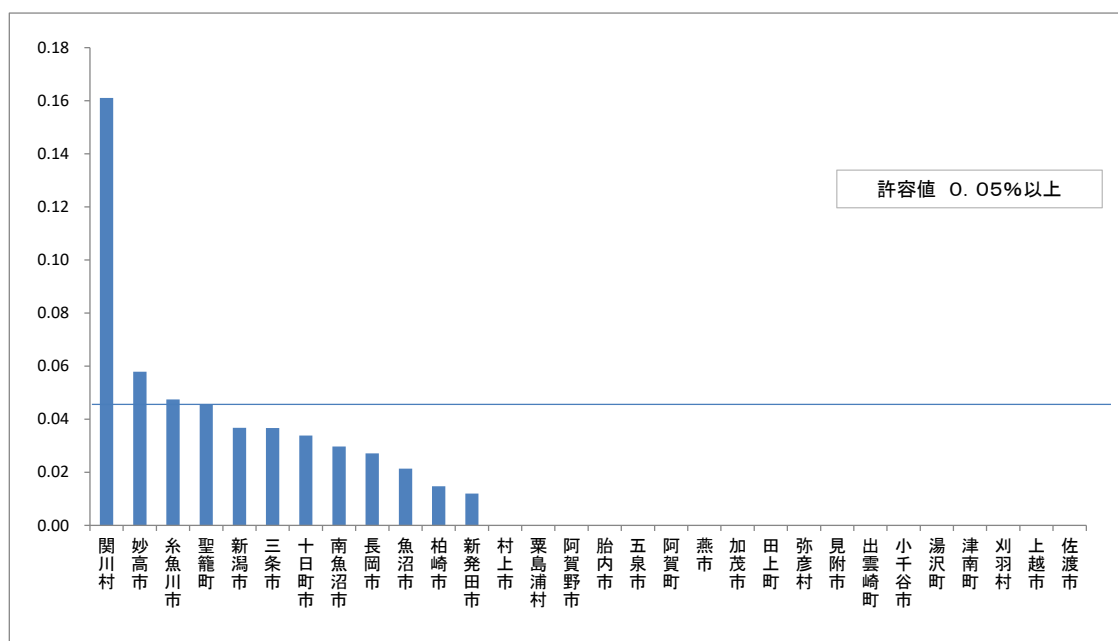
### [精検受診率]

精検受診率は「要精密検査」とされた方のうち、実際に精密検査を受けられた方の割合で、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい指標です。目標値は90%以上、許容値は70%以上とされています。



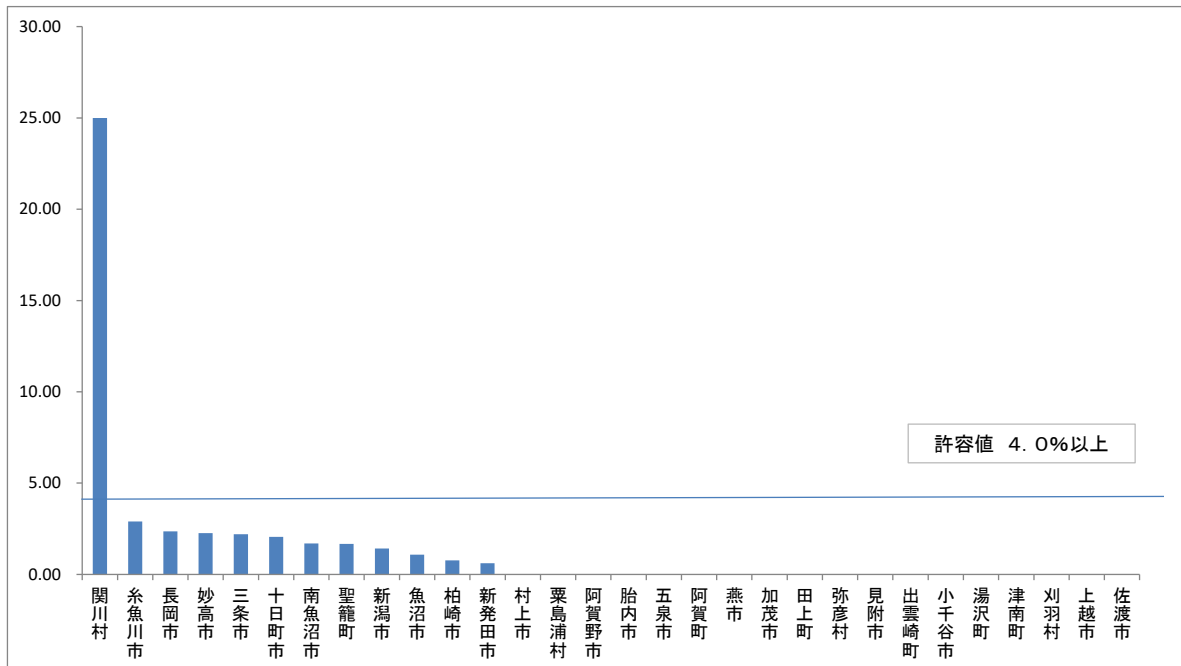
### [子宮頸がん発見率]

子宮頸がん発見率は、受診された方のうち子宮頸がんが発見された方の割合で、ある程度高い方が望ましい指標です。(将来的にはCIN3以上の発見率も評価の対象になる可能性があります。)許容値は0.05% (受診者1万人で5例の子宮頸がん発見)以上とされていますが、20歳代~30歳代前半の若年者の受診割合が多い地区や、受診者が固定してしまっている地区では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいため、3年の平均による数値を示します。



### [陽性反応適中度]

陽性反応適中度は、検診で「要精密検査」とされた方のうち、実際に子宮頸がんがあった方の割合で、ある一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は 4.0%以上とされていますが、若年者は CIN の罹患は高いのですが浸潤がんの罹患が少ないので、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいので、3年の平均による数値を示します。



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	新潟県保健衛生センター	新潟県労働衛生医学協会	康一開発財団法人下越総合健康センター	上越地域総合健康管理センター	厚生連長岡中央総合病院	湯沢町保健医療センター	病南魚沼市立ゆきくに大和	小千谷総合病院	たかき医院	【集団】県内検診機関計
<b>検診機関：子宮頸がん検診精度管理調査（集団）</b>	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	9
<b>1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）</b>										
(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか										9
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコプ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）										9
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか										9
(4) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか										9
(5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか										9
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか										9
<b>2. 検診機関での精度管理</b>										
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか										9
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書に明記しましたか										9
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか										9
(4) 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか	-		-		-					6
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか										9
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか										9
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか										9
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか										9
(9) 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか										9
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか										9
(11) 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか										9
<b>3. 細胞診判定施設での精度管理</b>										
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか注2										9
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い注2、再スクリーニング施行率を報告しましたか									×	8
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム注3を用いましたか										9
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか										9
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか										9
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか										9
<b>4. システムとしての精度管理</b>										
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか										9
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか										9
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、市区町村や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか										9
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか						×	×	×		6
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか										9
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか										9
<b>遵守されていない項目数</b>	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
<b>R4評価結果</b>	A	A	A	A	A	B	B	B	B	

検診機関：子宮頸がん検診精度管理調査（個別）	（実施の割合）
1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）	
(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	69%
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）	66%
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	66%
(4) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんが見つかるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	60%
(5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	71%
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか	62%
2. 検診機関での精度管理	
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか	75%
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書に明記しましたか	74%
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか	75%
(4) 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか	62%
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか	75%
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか	72%
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	75%
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか	75%
(9) 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか	75%
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	75%
(11) 視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	75%
3. 細胞診判定施設での精度管理	
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか	67%
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い注2、再スクリーニング施行率を報告しましたか	58%
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム注3を用いましたか	69%
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか	69%
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか	66%
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	65%
4. システムとしての精度管理	
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか	73%
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	74%
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	68%
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか	48%
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	55%
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	59%







子宮がん(頸部)検診精度管理関連指標(H30-R2)

	R2	R1	H30	3年合計受診者数	R2	R1	H30	3年合計要精検者数	R2	R1	H30	3年合計がん発見数	がん発見率(H30-R2)	陽性適中度(H30-R2)
	受診者数	受診者数	受診者数		要精検者数	要精検者数	要精検者数		がん発見数	がん発見数	がん発見数			
1 村上市	1,663	1,954	1,905	5,522	13	29	42	84	0	0	0	0	0.00	0.00
2 関川村	207	193	221	621	1	0	3	4	1	0	0	1	0.16	25.00
3 粟島浦村	0	54	-	54	0	0	-	0	0	0	-	0	0.00	-
4 新発田市	2,840	3,024	2,479	8,343	39	61	62	162	1	0	0	1	0.01	0.62
5 阿賀野市	864	1,054	1,041	2,959	15	30	30	75	0	0	0	0	0.00	0.00
6 胎内市	791	850	879	2,520	11	18	24	53	0	0	0	0	0.00	0.00
7 聖籠町	443	868	883	2,194	16	20	24	60	1	0	0	1	0.05	1.67
8 五泉市	1,505	1,763	1,905	5,173	18	20	36	74	0	0	0	0	0.00	0.00
9 阿賀町	352	354	430	1,136	2	4	3	9	0	0	0	0	0.00	0.00
10 三条市	1,705	2,006	1,743	5,454	22	38	31	91	0	1	1	2	0.04	2.20
11 燕市	4,157	5,712	5,772	15,641	115	110	127	352	0	0	0	0	0.00	0.00
12 加茂市	391	2,012	2,024	4,427	7	23	22	52	0	0	0	0	0.00	0.00
13 田上町	304	300	390	994	3	8	2	13	0	0	0	0	0.00	0.00
14 弥彦村	489	553	547	1,589	6	3	9	18	0	0	0	0	0.00	0.00
15 長岡市	3,712	5,417	5,598	14,727	32	67	71	170	0	2	2	4	0.03	2.35
16 見附市	860	1,251	1,102	3,213	12	12	15	39	0	0	0	0	0.00	0.00
17 出雲崎町	148	153	143	444	3	2	2	7	0	0	0	0	0.00	0.00
18 小千谷市	1,550	1,696	1,561	4,807	31	36	38	105	0	0	0	0	0.00	0.00
19 魚沼市	1,393	1,523	1,767	4,683	29	37	27	93	0	0	1	1	0.02	1.08
20 南魚沼市	2,035	2,300	2,393	6,728	37	30	51	118	0	0	2	2	0.03	1.69
21 湯沢町	275	265	271	811	4	6	6	16	0	0	0	0	0.00	0.00
22 十日町市	1,848	2,140	1,915	5,903	23	42	32	97	0	1	1	2	0.03	2.06
23 津南町	323	360	341	1,024	5	9	3	17	0	0	0	0	0.00	0.00
24 柏崎市	2,001	2,449	2,334	6,784	33	53	44	130	0	0	1	1	0.01	0.77
25 刈羽村	115	159	131	405	2	0	2	4	0	0	0	0	0.00	0.00
26 上越市	4,954	5,626	5,763	16,343	108	125	142	375	0	0	0	0	0.00	0.00
27 妙高市	1,636	1,763	1,785	5,184	39	54	40	133	2	0	1	3	0.06	2.26
28 糸魚川市	800	1,626	1,790	4,216	13	18	38	69	0	0	2	2	0.05	2.90
29 佐渡市	1,405	1,810	1,809	5,024	10	22	22	54	0	0	0	0	0.00	0.00
30 新潟市	19,188	19,977	20,644	59,809	472	511	570	1,553	5	4	13	22	0.04	1.42
合計	57,954	69,212	69,566	196,732	1,121	1,388	1,518	4,027	10	8	24	42	0.02	1.04